

横浜市産科医療対策事業関連補助金のご案内

市内分娩取扱施設を対象とする補助制度です。

補助制度によって対象となる施設や規模が異なりますので、各制度のページをご確認ください。
(令和7年度から一部変更点があります。)

また、申請の際には詳細な条件を市ウェブサイトの各事業要綱にてご確認ください。

補助金一覧と変更点

詳細は各補助金のページをご確認ください。

<標準的な分娩料の基準がない補助金>

No.	補助金名	概要	変更後	変更前
1	当直体制確保補助金 (子育て・介護等代替) -4 ページ	子育て等の理由により常勤産科・小児科医師の当直を非常勤医師が代替した場合の非常勤医師の当直人件費補助	1 施設あたり年間上限 500 万円 <u>介護を理由とした当直の免除も対象とする</u>	1 施設あたり年間上限 400 万円
2	緊急出務補助金 -5 ページ	医師が緊急呼出に応じた場合の緊急呼出に要した人件費への補助	1 施設あたり年間上限 90 万円	1 施設あたり年間上限 50 万円
3	助産師研修参加補助金 -6 ページ	助産師の研修会の参加経費への補助	変更なし	変更なし

<標準的な分娩料※が60万円以下の分娩取扱施設を対象とする補助金>

No.	補助金名	概要	変更後	変更前
4	分娩取扱施設等維持確保補助金 -7 ページ	自施設の医療機器を新たに購入した／更新した場合の補助	支出額の <u>3分の2</u> 以内を補助	支出額の <u>2分の1</u> 以内を補助

<標準的な分娩料※が60万円未満の分娩取扱施設を対象とする補助金>

No.	補助金名	概要	変更後	変更前
5	当直体制確保補助金 (診療所常勤医師代替) -9 ページ	常勤産科医師の当直を非常勤医師が代替した場合の非常勤医師の当直人件費補助	1 施設あたり <u>年間上限 250 万円</u>	1 施設あたり <u>年間上限 100 万円</u>
6	産科医師確保補助金 -10 ページ	常勤の産科医師 10 人以上を確保し、年間 800 件以上の分娩を取り扱う体制を確保している医療機関への補助	1 施設あたり <u>年間 600 万円</u>	1 施設あたり <u>年間 500 万円</u>
7	分娩取扱体制維持補助金 -11 ページ	常勤の産科医師と非常勤の産科医師の常勤換算人数を合わせて 2 人以上を確保し、年間 160 件以上の分娩を取り扱う体制を確保している医療機関への補助	1 施設あたり <u>年間 120 万円</u> <u>非常勤の産科医師の常勤換算人数を合算可能とする</u>	1 施設あたり <u>年間 100 万円</u>
8	産科医師等分娩手当 -12 ページ	分娩を取り扱う産科医師等に手当を支給している場合の補助	分娩費用 <u>60 万円</u> 未満の分娩施設対象	分娩費用 <u>55 万円</u> 未満の分娩施設対象

※標準的な分娩料について

一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理費用及び処置・注射・検査料等）とし、当該年度の正常分娩の金額を適用します。

申請〆切

交付申請〆切	補助金の種類
令和7年6月30日 ただし、年度途中において医師の確保を行った場合は当該医師採用後90日以内かつ当該年度内	1 当直体制確保補助金 (子育て・介護等代替) 5 当直体制確保補助金 (診療所常勤医師代替)
令和7年6月30日	6 産科医師確保補助金 7 分娩取扱体制維持補助金
令和7年9月頃 ※申請時期が近くなりましたら改めてご案内いたします。	8 産科医師等分娩手当補助金
令和8年2月15日 ※申請時期が近くなりましたら改めてご案内いたします。	2 緊急出務補助金 3 助産師研修参加補助金
原則として医療機器購入後60日以内	4 分娩取扱施設等維持確保補助金

横浜市ウェブサイト

申請の際には様式や詳細な条件を横浜市ウェブサイトに掲載している各事業要綱にてご確認ください。

■市ウェブサイト

横浜市トップページ>健康・医療・福祉>健康・医療>医療>産科医療>産科医療関係事業
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/iryo/sanka/sankairyo.html>



問合せ・申請先

補助金に関してご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

横浜市医療局地域医療課 産科医療対策担当

メールアドレス ir-sanka@city.yokohama.lg.jp

電話 045-671-2993

各補助金についての説明

1 当直体制確保補助金(子育て・介護等代替)

子育て（妊娠中を含む）や、介護等の理由により、当直勤務を免除された常勤の産科・小児科医師の代替として非常勤の産科・小児科医師が当直を行う場合に、常勤の産科・小児科医師が対応すべき当直の代替当直人件費を補助します。

(1) 補助対象

常勤(週3回以上の勤務で雇用)産科医師の代替…分娩を取り扱う市内の病院、診療所

常勤(週3回以上の勤務で雇用)小児科医師の代替…横浜市小児救急拠点病院

(2) 補助内容

- ・子育て（妊娠中を含む）や、介護等の理由により、当直を免除された常勤の産科・小児科医師の代替として非常勤の産科・小児科医師が当直を行う場合、常勤の産科・小児科医師が対応すべき当直の代替当直人件費として、当直1回につき、5万円を上限として補助
- ・1施設あたり年間上限500万円かつ1医師あたり上限50回まで
- ・補助対象期間は申請の対象となる医師1人の1度の出産に対して3年、介護等を理由とする場合、申請の対象となる医師の対象家族1人につき3年を限度とする
- ・産科・小児科にそれぞれ対象となる医師がいる場合補助金額の上限は合算して500万円

例)

①対象となる医師が1人おり、50回代替している場合

産科医師A 50回（上限）×5万円=250万円

②対象となる医師が2人おり、それぞれ50回ずつ代替している場合

産科医師A 50回（上限）×5万円=250万円

小児科医師B 50回（上限）×5万円=250万円 合計500万円（上限）

③対象となる医師が3人以上おり、それぞれ代替している場合

産科医師A 40回×5万円=200万円

産科医師B 30回×5万円=150万円

小児科医師C 30回×5万円=150万円

合計500万円（上限）

(3) 申請書類

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式－3）

添付書類

- ・事業計画書

(4) 申請期限

令和7年6月30日 ただし、年度途中において医師の確保を行った場合は当該医師採用後90日以内かつ当該年度内

2 緊急出務補助金

緊急に医師を呼び出し、出務させた場合、緊急出務をした医師の人物費を補助します。

(1) 補助対象

分娩を取り扱う市内の病院又は診療所

対象外 横浜市周産期救急連携病院

神奈川県周産期救急医療システム受入病院

(2) 補助内容

分娩にかかる救急患者に対応するため当該時間帯に通常に勤務する分娩に関わる医師に加えて緊急に医師を呼び出し、出務させた場合、緊急出務をした医師の人物費として補助事業者が負担した金額と3万円を比較し、いずれか少ない額を補助

ただし、1件の救急対応に対し、6万円（医師2人分の手当）を限度・1施設あたり年間90万円を限度とします。

(3) 申請書類

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式－5）

添付書類

- ・実施状況報告書（別紙）
- ・緊急出務の内容を証する書類（当直日誌等）
- ・産科医師に手当を支払ったことを証する書類
- ・手当の内容がわかる書類（雇用契約書、就業規則等）

(4) 申請期限 ※令和7年1月から12月までの分をまとめて申請

令和8年2月15日

3 助産師研修補助金

雇用する助産師が研修会に参加する経費を補助します。

(1) 補助対象

市内の分娩を取り扱う病院、診療所、助産所

(2) 補助内容

- ・雇用する助産師が参加した研修会の参加経費の1／2を補助
- ・助産師1人あたり年間3回まで
- ・1回（3時間以上）8,000円まで、24時間体制の場合は1回12,000円まで
- ・国内消費税及び地方消費税相当額は補助対象外です。

対象となる研修会

- 1) 医療従事者を対象とするもの
- 2) 医療従事者が研修制作または研修運営に関与するもの
- 3) その他市長が適切と認めたもの

(3) 申請書類

横浜市助産師研修補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式-2-イ）（研修参加者用）
第1号様式-2-イ（別紙様式）

(4) 申請期限 ※令和7年1月から12月までの分をまとめて申請

令和8年2月15日

4 分娩取扱施設等維持確保補助金

対象となる経費や購入先などに条件があるため、購入前に必ずご相談ください。

令和6年度から過去に交付を受けたことがある施設の2回目の申請が可能となっています。

(1) 補助対象

- ・分娩を取り扱う市内の病院、診療所、助産所で、標準的な分娩料が 60 万円以下であること。

標準的な分娩料…一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理費用及び処置・注射・検査料等）とし、当該年度の正常分娩の金額を適用します。

妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めません。

- ・補助金の交付申請日を基準日として、出産を取り扱う病院、診療所又は助産所としての構造設備使用許可を受けた日から起算して通算で 10 年以上経過していること。ただし、出産の取扱いを休止していた期間は含まない。
- ・過去に横浜市から産科病床又は院内助産の整備等に係る補助金の交付を受けていないこと。
- ・横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金の交付を複数回受けていないこと。
- ・横浜市が実施した医療に関する調査等に滞りなく回答していること。

対象外 横浜市産科拠点病院

横浜市周産期救急連携病院

神奈川県周産期救急医療システム受入病院

(2) 補助内容

新規購入した医療機器等の購入経費の 2 / 3 を補助

補助上限額 病院 500 万円

診療所 300 万円

助産所 100 万円

- ・購入先は原則として市内事業者です。

- ・1 件の契約額が 100 万円以上の場合、「市内事業者による入札」又は「2者以上の市内事業者から見積徴収」が必要となります。

※市内事業者：横浜市的一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が「市内」である事業者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である事業者

- ・国内消費税及び地方消費税相当額は補助対象外です。
- ・千円未満の端数は切り捨てとします。

(3) 申請書類

横浜市分娩取扱施設等維持確保補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）

添付書類

- ・収支報告書（補助金交付対象に係るものに限る）
- ・標準的な分娩料が60万円以下であることを証する書類
- ・補助対象となる購入品の契約関係書類

（契約金額が100万円以上の場合は市内事業者を条件とする入札を実施したことを証する書類又は2以上の市内事業者からの見積書の写し添付）

- ・補助対象となる購入品の代金の支払いを証する書類
- ・購入前、購入後の状況が分かる書類・写真等
- ・病院（診療所・助産所）構造設備使用許可の写し
- ・分娩取扱数等実績及び予定数（別紙のとおり）

(4) 申請期限

原則として医療機器購入後60日以内

購入日は納品書の納品日とし、複数購入している場合は最初の購入日から60日以内

5 当直体制確保補助金(診療所常勤医師代替)

常勤の産科医師の代替で非常勤の産科医師が当直を行う場合、常勤の産科医師が対応すべき当直の代替当直人件費を補助します。

(1) 補助対象

- ・分娩を取り扱う市内の診療所で、標準的な分娩料が 60 万円未満であること。

標準的な分娩料…一分娩あたりの入院から退院までの一般的な分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理費用及び処置・注射・検査料等）とし、当該年度の正常分娩の金額を適用します。

妊娠婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めません。

対象外 過去に横浜市から産科病床の整備に係る補助金の交付を受けていた診療所

(2) 補助内容

- ・常勤の産科医師の代替として非常勤の産科医師が当直を行う場合、常勤の産科医師が対応すべき当直の代替当直人件費として、当直1回につき 5 万円を上限として補助。
- ・1 施設あたり上限 250 万円まで。

(3) 申請書類

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式－4）

添付書類

- ・事業計画書
- ・標準的な分娩料の内訳を示す書類

(4) 申請期限

令和7年6月30日

ただし、年度途中において医師の確保を行った場合は当該医師採用後 90 日以内かつ当該年度内

6 産科医師確保補助金

(1) 補助対象

- ・常勤の産科医師 10 人以上を確保し、年間 800 件以上の分娩を取り扱う市内の病院で、標準的な分娩料が 60 万円未満であること。

標準的な分娩料…一分娩あたりの入院から退院までの一般的な分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理費用及び処置・注射・検査料等）とし、当該年度の正常分娩の金額を適用します。

妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めません。

対象外 横浜市産科拠点病院

(2) 補助内容

600 万円

(3) 申請書類

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式－1）

添付書類

- ・事業計画書
- ・標準的な分娩料の内訳を示す書類

(4) 申請期限

令和7年6月30日

7 分娩取扱体制維持補助金

(1) 補助対象

- 常勤の産科医師と非常勤の産科医師の常勤換算人数を合わせて2人以上を確保し、年間160件以上の分娩を取り扱う市内の病院または診療所で、標準的な分娩料が60万円未満であること。

標準的な分娩料…一分娩あたりの入院から退院までの一般的な分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理費用及び処置・注射・検査料等）とし、当該年度の正常分娩の金額を適用します。

妊娠婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めません。

対象外 横浜市周産期救急連携病院
神奈川県周産期救急医療システム受入病院

(2) 補助内容

120万円

(3) 申請書類

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式－2）

添付書類

- 事業計画書
- 標準的な分娩料の内訳を示す書類

(4) 申請期限

令和7年6月30日

8 産科医師等分娩手当補助

分娩を取り扱う産科医師等に対し分娩取扱件数に応じて支給される手当に対して補助金を交付します。

(1) 補助対象

市内の分娩を取り扱う病院、診療所、助産所

- ・就業規則、雇用契約等において分娩を取り扱う産科医等に対する分娩手当等の支給について明記していること。

・一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）が60万円未満（当該年度の正常分娩の金額を適用）であること。妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等は含めません。ただし、年度途中で60万円以上となった場合は、60万円未満であった期間について補助の交付対象とします。

対象外 周産期救急医療システム受入病院（神奈川県が窓口となります）

(2) 補助内容

勤務する産科医等に対して支給する分娩手当等に係る経費

次のうち最も少ない額に1／3を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助します。

- ア 1万円に当該年度の補助対象となる年間分娩取扱件数を乗じて得た額
- イ 分娩手当等の当該年度の実支出額
- ウ 当該補助事業に係る総事業費から寄附金、補助金等を控除した額

(3) 申請書類

横浜市産科医師等分娩手当補助金交付申請書（第1号様式）

※別紙1-1、1-2を含む

添付書類

- ・分娩手当制度の概要及び運営方法を記載した資料（就業規則など）
- ・分娩手当の単価がわかるもの
- ・一般的な分娩費用の内訳がわかるもの
- ・その他参考となる資料

(4) 申請期限

令和7年9月頃 ※別途ご案内します。

横浜市医療局地域医療課 産科医療対策担当

メールアドレス ir-sanka@city.yokohama.lg.jp

電話 045-671-2993